

埼玉県児玉町内の社日塔

梅原 達治

はじめに

筆者は北海道にみられる五神号¹五角柱型地神塔について、大江匡弼の『神仙靈章春秋社日醮儀』（一七八一年序、以下醮儀と略す）との関係について触れてきたが、その論旨に沿って関東地方などを含めて埼玉県児玉郡児玉町の社日様の造立の状況について多少詳細に考察をこころみることとした。これまで述べてきたことのうち、本稿と関連のある点を要約すればつぎのようになる。五神号²五角柱型の地神塔は『醮儀』の示す祭儀型式の一部である。徳島県内と兵庫県淡路島にこの型の地神塔が高い均質性をもって、広く稠密に分布しているのは、この地域の藩主であった松平（蜂須賀）治昭が一七九〇年に各村浦が地神を奉斎するように布告したことによるとされてきたが、その布告は『醮儀』にしたがって祭儀をおこなうようにという趣旨ではなかったかと推測され、地神塔の構造の主要部分には『醮儀』の示すものと一致する点が多い。徳島県と淡路島以外の地域、たとえば関東地方や広島県にもこの型の地神塔がみられるが、やはりその基本的な部分、すなわち、五角柱の石塔の五側面に、それぞれ農業と関係の深い五祭神の神号を刻み北向きに建てる

という方式をとっている。そしてこれらの点で、広い分布にもかかわらず、地方的な偏倚が少ないのは、特定の基準、すなわち『醜儀』にしたがって地神塔が造立された結果であろうと考えた。

さて、関東地方における五神号五角柱型の地神塔の分布について、これまでの報告から個々の塔が散在しているような印象を受けていた。しかし、千葉県海上郡海上町の三基（鳴田、七頁、服部、四七頁、梅原2、六二―六三頁、図版IV）というように群在するものがあることが知られている。児玉町内の社日様（武田久吉、二九九―三〇〇頁）も同町に隣接する同郡美里町（大護3、四九四頁）の三基の社日様（梅原2、六三頁、図版III）とともに一五基の社日塔の存在が判明した。すなわち、関東地方の五神号五角柱型地神塔は個々の塔が散在しているもののほかに、その群落散在しているという様相も呈している。そしてこのことは、文化要素の伝播の一類型を示すものとして取り上げるに足るものと考えられる。以下、項を改めて考察を進めたい。

梅原達治

一、児玉地方

児玉町は埼玉県の西北端、いわゆる奥武蔵野の一部を占め、利根川の沖積平野と上武山地の接触部にあたっている。本庄市を含めた現在の児玉郡は、一八九六年、旧児玉、賀美、那珂の三郡が合併して成立したもので、また現在の児玉町は一八八九年当時の児玉郡の児玉町、上真下村、吉田林村、金屋村、田端村、保木野村、本泉村、および共和村の一部と那珂郡秋平村が合併したものである。ちなみに、美里町は旧児玉郡の東児玉村と旧那珂郡の松久村と大沢村が合併して成立しており、児玉町と美里町は歴史的にみてそれぞれ独自の行政単位としての過程を経てきたとは思われず、両町は旧児玉町とそれに隣接する村落として一括して眺めるほうが適切であろう。今後、必要に応じて、適宜美里町の資料も含めて検討することとする。

一八一〇年に起業し、一八二五年に成稿した『新編武蔵国風土記稿』（以下『風土記』と略す、相模、会津についても同様。必要な場合には、武蔵や会津等を冠することもある）によれば、各郡の構成はつぎのようになっている。（『風土記』の引用は巻を示し、必要に応じて、引用文献の冊、頁も示す）

郡	宿	町	村	枝郷
那賀			一三	一
児玉	一	二	五九	
賀美		二	二九	一
計	一	四	一〇一	二

（卷二三五―二四五）

さて、『風土記』は武蔵国各地の地神や地神社に触れている（資料（続稿）参照のこと）が、その実態はかならずしも明確ではない。しかし、卷一二多磨郡小沢 宮ヶ戸組の地神社の項では「地神」と刻字した自然石塔について述べている。さらに、卷七九、久良岐郡中里村間宮寺の項には、現在「正覚寺型」と呼ばれる地神塔（伊東1、七二頁）を想起させる記載がある。なお、間宮寺は廃仏毀釈によって現存していないとのことである。（岸上氏私信）このように、『風土記』の記載にみられる地神や地神社のなかに、現在みられる地神塔と共通する要素もみられ、当時の地神信仰が現在のものとまったく同一ではないにしても、現在と同じ伝統のなかの別の時代の容相を示していたと考えるも、それほど大きな誤はないと思われる。

児玉郡に隣接する秩父郡にも大淵村など七ヶ村に八社の地神社が記録されているばかりではなく、下吉田村には、地

児玉町内社日様調査表

昭和60年9月10日

	大字	幅	高さ	1段目幅×高	2段目幅×高	基 段	向	建立年度	特 記
1	風洞	cm 16.7	cm 69.7	cm 下29.2cm 25.8×16.7	cm 54.6×	cm下130.3cm 77×106.1	○	無し	
2	小平	18.4	80.3	下29.9 34.9×25.8	自然石	54.9×112.2	○	(1824) 文政7年	天下泰平, 風西順時 五穀成就, 五民豊楽
3	河内	15.2	51.5	23.4×16.7	自然石	下18.88 142.5×97	南	(1853) 嘉永6年	
4	太駄 上	14	65	26.4×16.7	自然石		○	(1836) 天保7年	
5	" 中	20.6	77.2	36.4×25.8	71×12.1	127.3 ×87.9	西南	(1862) 文久2年	* 天照太御神
6	" 下	16.7	73	33.6×21	自然石 4角 57×60×12.1	154.6 ×72.7	○	(1845) 弘化2年	
7	稻沢 上	15.2	73	74.8×15.8	39.5×24.2	自然石	○	不明	
8	" 下	15.2	55	ソロバン玉 自然石	自然石	186×54.5	○	不明	
9	高柳	16	63.6	26.5×21.2	39.4×21.2	合祀祭段	南西	(1777) 安永6年	
10	宮内	17.6	67.7	28.8×22.2	36.4×12.1	自然石	○	(1845) 弘化2年	* 謹上照大神
11	飯倉	15.2	74.2	自然石	セメン 51×6.1丸	自然石	東		
12	塩谷	16	82	23×16.7	4角セメン 59.2×6.1	51.5×60.1	○	不明	
13	保木野	15.2	74	25.8×16	42.4×25.4	60.6×36.4	○	(1877) 明治10年	
14	吉田林	15.4	73.5	26×17.8	52.5×21	66×73	南	不明	
15	第一 金屋	15.2	61	22×16	49×49	自然石 ×15.2	東北	(1854) 安政6年	祭主 倉林氏 梅原地区

* 異体字

○は北向。向の変っているのは建替してある。

吉田林は明治20年頃まで児玉町2492-2番地にありました。

(田島三郎氏私信)

地図説明



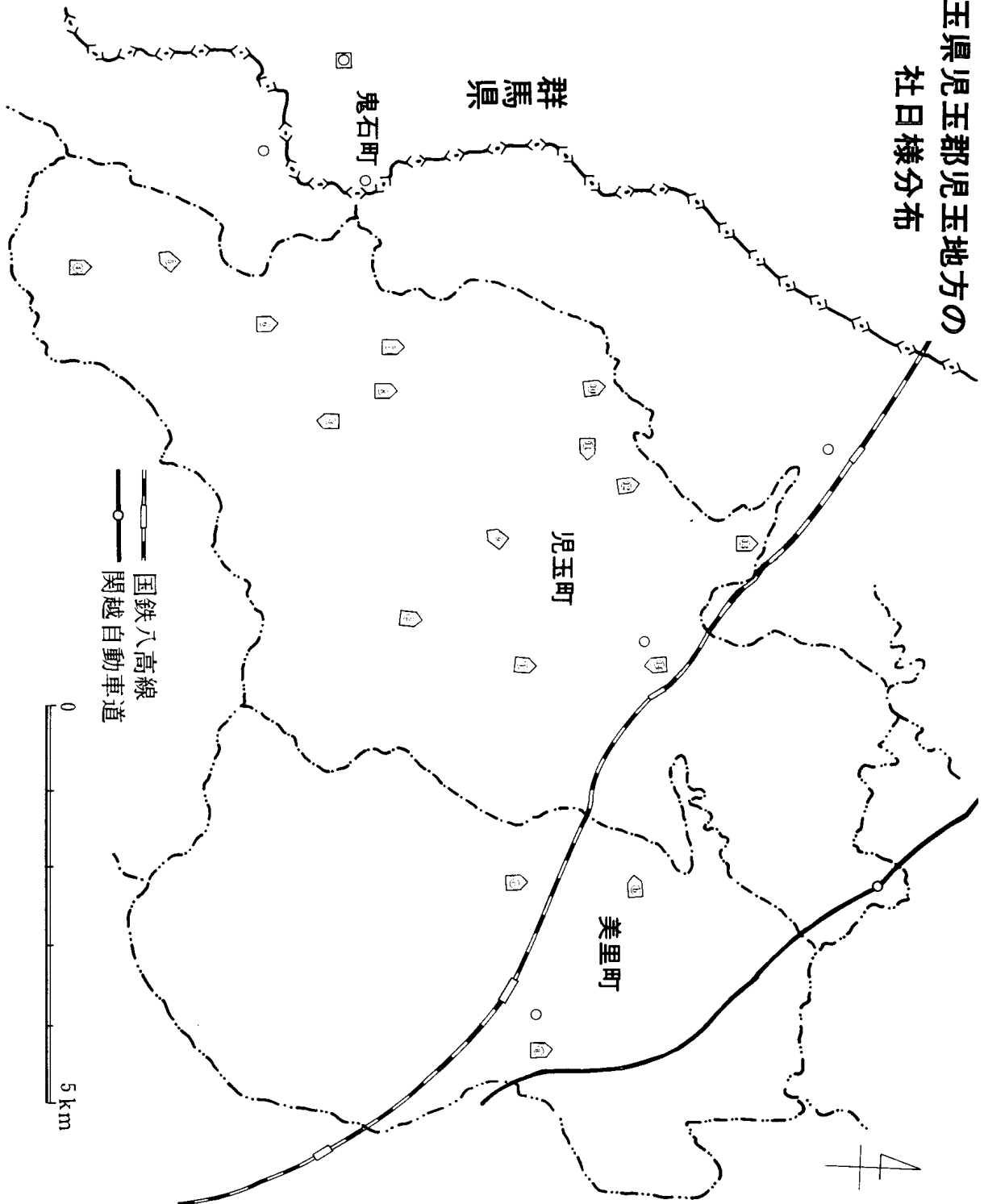
矢印は方位を示す。

美里町内 a. 古都, b. 沼上, c. 広木 (梅原2, 参照)



群馬県鬼石町下三波川 方位不明 (1項 注2参照)

埼玉県児玉郡児玉地方の
社日様分布



神社六社のほか堅牢地神社の名もみられ、南関東地方にやや普遍的にみられるものと共通の形態の出現が示唆されている。^(二) (巻二五二―二六二)また、のちにふれるが、児玉郡の東南方に隣接する榛沢郡にも境村などに地神社の記載がある。^(三) (巻二三二)

『新編武蔵国風土記稿』は全二七三巻の膨大な書物であり、武蔵国全域にわたり、多彩な状況をまったく同一の規準で記述するという至難な業をどれだけ達成しえたかここでは評価することはできない。しかし、同郡に隣接する秩父郡や榛沢郡(現・大里郡)から久良岐郡にわたってみられる地神や地神社の記述は児玉郡内にはみられない。このことについて現在関東地方各地に、そして、児玉町や美里町内にみられる地神塔が『風土記』の編集にあたって記載もれであった可能性を否定する根拠はもたないものの、一応そのような塔の存在そのものを否定するほうがより現実的な解釈ではないかといま考えている。

現在同町内にみられる社日様の石塔については表と地図で示す。神号などの詳細については続稿にゆずる。

梅原注

一 秩父郡の西に接する長野県南佐久郡川上村川端下の金峰山神社に、大巳貴神・少彦名命・天照大神・埴安姫命・倉稻魂命の五柱の神名を刻した五角柱の地神塔があるとの記載がある。(大護2、九二頁)

二 児玉町の西にほぼ隣接する群馬県多野郡鬼石町下三波川に文字の六面の地神塔があるとの記載がある。この側面には天照皇大神・大巳貴命・少彦名命・埴安媛命・稻倉魂命の五神号が刻まれているようである。(大護1、三一頁および地図)

二、地神信仰

『風土記』の児玉郡内の記載に地神や地神社、あるいはこれに類するものが見当たらないことは、地神にたいする信仰がなかったということの意味しないことはもちろんである。横浜市鶴見区獅子ヶ谷では、地神様は農家の作神であると伝

承され、春秋の社日をモノビとして講がもたれ、少なくとも鍬鋤の類を持って田畑の仕事をしてはならないとされ地神講がおこなわれる。しかし、ここには石塔はまつられていない。同地のシモヤト(二)は共有財産として地神様のヒョウゴウ(三)(掛軸)をもち、講日には当番宿でこれを掛けたが、ハラヤトはその軸ももっていなかった。しかし、ハラヤトには嘉永二年(一八四九)九月 日からの地神講の記録『原谷戸講中地神講宿覚帳』が残され今日も新しく用紙を追加して使われている。(横浜市、三五頁)

享和三年(一八〇三)の命により編纂、文化六年(一八〇九)の序をもつ『新編会津風土記』にも卷二六滝沢組滝沢村諏訪神社の項などに地神が記されているが、とくに興味がもたれたことは、地神に関する有形財だけではなく、その習俗にも触れている点である。卷七七大沼郡永井野組の項では二月一〇日と一〇月一〇日に地神を祭ることが記されているばかりではなく、卷六八耶麻郡木曾組の條では木曾組、大谷組、吉田組の三組では二月一六日を「地神下(チシンクダリ)」として、未明に空白をならして団子一六箇を供えることも記している。福島県では二月八日と二月八日を「お事八日(三)」といい、空白でも白を鳴らせば神さまがその音を聞いて降りてこられるという。(和田文夫、三〇三、三〇五頁)この習俗は栃木県では「地鎮おろし」、茨城県では「田の神降ろし」といい、空白を搗いて田の神さまを迎えるという。(日向野、九二頁、平野、一三二頁)福島県では田の神さまのお使いは蛙で、秋の刈り上げの日に搗いた餅は蛙が背負って田の神さまに持ってゆくとくという伝承が、(和田文夫、三二五頁)栃木県では春の地鎮おろしに田の神さまである蛙が天から団子を背負って降りてくるとか、秋の十日夜に地鎮さまに供えた団子を夜になると蛙が天に持って帰るといった伝承が伝えられている。(日向野、九二、一〇二頁)『武蔵風土記』卷一一六は多磨郡の棚沢村の地神社について、神体である石を降臨石と名付けていることを記録している。祭神は埴安命である。後出の栃木県茨木町の田の神社の主祭神は稻倉魂神であり、(栃木県、八二頁)両者とも田の神信仰の一部を改訂したものと受けとることもできよう。

団子を背負って天と地の間を往復する蛙の伝承が時代的に古いと決定する証拠を用意しているわけではないが、一七世紀の後半、学者がつくりあげた『醮儀』の教義と比較して、古くからの世界観であるという印象を受ける。『会津風土記』巻七七の述べている「地神下」は栃木や茨城の「地鎖おろし」や「田の神降ろし」の観念と共通する点が強く、古くからありえた形態であると想像される。

なお、岡山県では地神祭のある社日は地神様が地面から首を出す日なので、鍬を使ってはいけないと一般にいわれているという。(三浦、一三六頁)

『武蔵風土記』に堅牢地神の名がみられるように、そこでいう地神は『醮儀』の祭式による地神塔を指しているとは限らないが、『武蔵風土記』の完成について起業し、天保十一年(一八四〇)成稿の『新編相模国風土記稿』の地神の記載のなかに、巻五七愛甲郡川入村の条の面足尊惶根尊を祭神とする五穀明神社や巻五八同郡角田村箕輪の本地大日の銅像を安置した地神社など、その装は洗練された教義をもったものの裏付けのある形態がみられており、その多様化がみられるのではないかと推定することもできよう。巻六四高座郡早川村の五社明神社は地神五社を祀っているというが、その神体は木像で、例祭は九月一日、『醮儀』の教えとは異ってはいるが、古典的神道系の教義が導入されている可能性を伺わせる。巻九九鎌倉郡岩瀬村の条には社稷明神社の名称がみられるが、これは横浜市戸塚区吉田町の八幡社の文化一三年(一八一六)銘のある五神号「五角柱塔の「春秋社稷塚」(梅原2、六二頁、図版V1a)を思い起させる。横浜市の地神塔の造立年代をみると、一七〇基中一一基不明、のこり一五九基のうち最古のものは瀬谷区瀬谷全通院勢至堂の天明三年(一七八三)塔である。これは、反花座の台座にのった円形で、正面向き、胸の前に両手で花のようなものを盛った鉢をささげ持った女神立像である。この像容は『菩提場所説一字頂輪王經』の説く地天の姿とみられている。ただし、この經は「二膝にて地に跪く」と述べており、この点では像容は合致していない。(伊東1、六七―七〇頁、同2、

二三頁、三二一―三三頁) 少なくともこの地方では地神塔は一七八〇年ころから造立されるようになったことが知られ、それは常民の伝統的な世界観によるものというよりは、職能者の専門的な教義を受け入れた形態をとっているとみることが出来る。もしも、これらの地域にも田の神信仰のような古い形態(暫定的に使用しているのであるが)の習俗があったと仮定するならば、農民は次第に新しい洗練された教義を受け入れ、おおよそこの時期からそれを表明する現存する地神塔を造立するようになってきたのではないかと想像することができよう。児玉町の地神塔についても、同じ状況にあつたとみることができよう。これらの新しい思想は関東の農村ではどのように具現化していったか、その方向を辿ってみることにしたい。

注

一 獅子ヶ谷は近世の村であり、四つの地縁集団に分かれています。その最小地縁集団がヤトと呼ばれている。(横浜市、三〇―三一頁)

二 『新編会津風土記』編纂に際しての書上げである文化四年(一八〇七)の『風俗帳上郷 田島組・高野組・川島組・熨斗組一谷扣』がある。(庄司、三二〇―三二二頁、三四二

頁) ここでは二月八日を事祭としている。

また、『諸国風俗問状』に対する『備後国福山領答書』は文化年間(一八一八―一八三〇)の状況を記しているが、社日の行事の項に阿字村(現・府中市)で「ことおふ」といい、「こと組」の人が集り、「ことの神」に赤豆飯や酒を供え、直会をすることが記されている。(平山、六八六頁)

三、地神信仰の新しい展開

近世になると、在来は特定の階層に限られていた学問が農村にも普及し、それにとまって知的に向上した農民に対応できる教義をもった宗教者が活躍し、それが受け入れられるようになっていったのではなからうか。あくまでも仮説にすぎないが、その場合、その要素は在来の信仰と重複したり、変形したり、また、置換されていったと考えられる。

そして、在来の信仰は農民自体のなかで伝承され運用されるといった性格が強かったものであったのに対して、新しいものは専門的秘儀ともいふべき教義を含み、専門的な職能者の宣教活動を伴ったものと考えることができよう。神奈川県では修験系の社の地神法印が社日に廻って来て、地神の掛軸を出していたところがあるという。(和田正洲、二五〇頁) 『武蔵風土記』は卷二三二榛沢郡普濟寺村の条で地神社をもつ当山修験多宝院について記しているが、これは地神山の山号をもっており、地神との強い関係を誇り、神奈川県の場合のように地神法印を擁し、それに類した活動をおこなったことも想像される。

宣教活動が広範囲におこなわれた場合、それらの信仰圏に中枢が形成されるという類型がある。前にもふれた栃木県芳賀郡茂木町北高岡の田の神社は稲倉魂神を主祭神とする北高岡の鎮守である。同県では二月一〇日と一〇月一〇日に田の神が去来する伝承にもとづいて、その日に家々で祭祀をおこなうが、この神社の例祭もこの祭日であり、基本的にはその伝承に則った習俗がある。すなわち、信者は春祭りに神社から種粃を借り受け、秋祭りに倍量の種粃を返納する。この信者は茂木町をはじめ、益子町、芳賀町さらに市貝町、二宮町、烏山町にもおよび、講を結び、春秋の例祭に代参者を送るところもある。(栃木県、七七―八二頁、尾島、他、五七―五九、一二七―一二九頁)

この場合、年代的経緯は不明であるが、群馬県邑楽郡大泉町大字小泉字城之内、小泉神社境内にある社日稻荷神社は社日日本三社の一と称し、群馬はもとより埼玉、栃木の三県にわたり社日講が結ばれており、祭日には境内沿道には雑貨、植木、農具などの店が連なり参詣者で埋めつくされるという。同社は社伝によれば、種穂神社あるいは社日神社と称し、文化一三年(一八一六)、長良大明神の託宣により三月社日に社日大神を勧請したという。その後氏子総代や社日世話人などが埼玉や栃木に社日講の勧誘に歩いたといわれている。この神社の現在の祭神は保食神、天熊大人神、大地主神の三柱である。(井上、九九〇―九九二頁)この教義は『醮儀』とは異ってはいるが、社日が農神の祭日であるとす

る思想の伝播を受けて創祀されたものと想像される。同地にはこの社日神社とは直接の関係はもたないで、家庭内での祭祀に使われる「社日祭悪神除万民守護之尊像」の神軸を保存している家がある。(井上、九九七頁)

熊谷市、深谷市を含む現在の太里郡は一八九六年、大里、男衾、幡良、榛沢の四郡が合併したものであるが、『風土記』は児玉郡に近い幡良郡間々田村(巻二二八)や榛沢郡黒田村(巻二三三)などの五村に五社の地神社を記している。このうち巻二三一の榛沢郡上野台村についても地神社の記載はあるが、この地方の農神に関する記述をみるかぎり、そこには多様な形状がみとめられる。ここには榛名講があり、榛名山宝蔵坊小山社家に一泊、四月五日の作神祈願をし、お札を受けて毎戸に配る。春秋の彼岸の入りや社日にかかわる田畑の神、土地の神、仏様の伝承や祭祀も伝えられている。(塚越、四九二、四九五、五六二頁)そこにはまた根住の八幡様で苗木類を売る日とあるが、この八幡様とは深谷市上野台森下の八幡神社を指していると思われる、その末社の神社が『風土記』のいう上野台の地神社の現在の姿と考えられる。この地神社の社日祭は、春の社日におこなわれる本社の祈年祭とともににおこなわれ、境内神楽の奉納や苗木市が設けられる。そして、ここでも「齋種の配付」がおこなわれるが、齋種は精撰した陸稲種子で、毎年一〇石、一人に一升宛配付すると、配付を受けたものは翌年の社日に報賓として増穀玄米一升を奉納することになっている。(埼玉県大里郡神社誌、四二四頁、書誌事項不明)なお、本社の例祭は一〇月一〇日におこなわれるが、十日夜の系統にあるものかも知れない。

深谷市の春社日について、「戦前、農民センターの北側にあった六角柱の社日様に、養蚕具の店が出て賑ったが、今は養蚕農家がなくなったためすたれてしまった」という記載がある。(深谷市、五六四頁)六角柱の社日様は『醮儀の社壇の変形の可能性があり興味をもたれたが、現在は不明であるという。(大友氏私信)

注

一 群馬県の社日の記述のなかに「小泉の社日さま」がとりあげられ、人出十万人とその殷賑がしのばれる。(池田、四三頁)

二 軸に描かれている神は、国常立尊、国狭槌尊、豊斟淳尊、「湮土煮尊・沙土煮尊」、「大戸之道尊、大笥辺尊」、「面足尊、惶根尊」、「伊弉諾尊、伊弉冉尊」、月読尊、倉稻魂命、天照皇大神、天津彦火瓊杵尊、木花咲那姫尊、天軻遇突智命、埴安姫命、誉田別尊、大山咋命、素盞鳴尊、建御雷命、経津主命、天穗日命、大己貴命、事代主命、思兼命、天兒屋根命、天細女命、猿田彦命、少名彦名命、日本武命の二八柱の神々である。(井上、九九七頁)

三 黒田村は現在花園村に属している。ここでは他地域、た

四 児玉地方に想定される伝播の類型

五神号五角柱型の地神塔が『醜儀』の教えに由来するものであるならば、その著作に立ち帰ってその祭事を点検してみる必要がある。同書の目次にみられる個有の社寺は山州紀伊郡深艸稻荷神社だけであるが、とくに祭式において同社との関係は強調されていない。かえって匡弼が強調したのはその簡明な祭儀にあったのではなからうか。「其祭祀をなす日は、毎年の春二月の社日と、秋八月の社日とただ年に二度なれば、甚だ心易き事なり」とし、このことによって、五穀成熟、萬穀豊饒となり、天下泰平、国家安寧、家内繁昌、夫婦和合、さらに子孫長久、金銀米銭倉廩に充滿し、無病息災、嘉命永長とならうと述べている。(大江、五一四頁)地神社日信仰は農神信仰として定着したが、その姿はそれ

たとえば東京都多摩地方(宮田、他、三一四頁)では社日におこなっている鳥居潜りを彼岸の中日におこなった。すなわち、神社の石鳥居を五つ潜って神に詣でると痛風や中気を患わないといわれ、牡老年者、とくに婦人の参詣が多かったという。この風習は明治以降におこったものとの推測がなされている。社日は地神様が往還される日で、春社日には蓬草餅を搗くか赤飯などを炊いて地神様にお供えして豊作を祈願し、農作業は休んだ。五穀豊穰を祈願する春日待は字により異なっているが、黒田は二柱神社との関係で三月一七日を定日として祝った。(須藤、四〇―四一頁)

四 神奈川県では地神講の寄合いのとき鍬や鎌を買った風習が、横須賀市長沢や伊勢原市などにみられた。(田中、三五七頁)

それぞれの村里において、その土地の神あるいはその土地を訪れる神を祀るといふ觀念が中心にあつたと思われる。そのためもあつてかこの信仰は特定の地方に偏在しないで、四国、淡路は別にして、関東地方、山陰地方、山陽地方に散在することができたといふこともできよう。

阿波と淡路での地神信仰の普及は、寛政元年（一七九〇）藩主の布告によるものであるとされ、さらにそれが徳島城下、富田八幡宮の祠官早雲宝の進言によるとされている。（金沢、三〇〇頁）ここに二人の人物が登場してくるのはきわめて意義深い。つまり、権力者と宗教家である。学問の中心地で書かれ、京都・大阪で発売された『醜儀』の教義が日本各地に伝播した場合、おそらく学者、それも『儒者流神道家』（武田久吉、三〇〇頁）の交流経路を通して各地に伝わり、各地の有力者が農民に造塔を促し、地域的に地神塔が群在することになったといふ図式を考えることができよう。その結果は巨視的には散在、微視的には群在といふ全国的な分布を生じる。阿波、淡路の場合、藩主が造立を布告といふ強力な政治力を行使した結果、その政治力の及ぶ範囲に造立がおこなわれ、このような例は他にみることはできない。他地域において中心的な二つの役割りを守った人物は明確ではなく、この二つの役割りが複数の人物によって果たされたか、あるいは単一人物によってされたかなどをも含めて、具体的に知る機会には接していない。

備前備中到る処に五神号「五角柱地型地神塔（地神様）がみられるといふが、（島村、二〇四頁）、もう少し詳細な記述もある。すなわち、県北地方は「地神」を主銘とする自然石塔が優勢、岡山市以東は五神号「五角柱塔型がみられ、西南部には「賢牢地神、五大地神、諸明神」や地天の梵字などが刻まれた五角柱塔や種子の下に天照大神などの神号を刻んだ五角柱塔などを含め各種、各年代の地神碑の「展示場」の観を呈しているといふ。そして、これらの地神塔造立の唱導者として、梵字が書け、密教の教義をもち、地域の地神信仰を把握している人として、山伏の姿が想像され、さらに曆法に詳しい人として陰明師の影響もあげられている。（三浦、一三五―一三六頁）

さらに、広島県東南部深安郡神辺町を中心にみられる五神号五角柱型の地神塔の造立にあたっては、菅茶山や馬屋原重帯の国学が村々の庄屋や富農層に影響を与えたことが想像されている。なお、同県北部の比婆郡高野町は出雲の影響を受けた五神号五角柱型の地神塔の存在が示唆されている。(石田、五七―五九頁)なお、島根県には安来市山根町の他に五神号五角柱型地神塔があり、とくに山根町の社日祠では春社日に亀治市が開かれ近郷から農民が集まるといふ。(島田、一九三頁、石塚、二六〇頁)ここに『醮儀』の一節を引用しよう。すなわち、「若又厚志あつて農業の人に此土の神五穀の祖神守護神等を祭祀るべき旨を教へ諭さんと欲ひ給はゞ、此神仙靈章春秋社日醮儀を讀聞せて、勸めて萬民に此祭儀を行はしめ給はゞ、五穀の祖神守護神土の祖神感應ある事疑ひなく、此祭祀の式法海内に普く弘まりて、天下の萬民ことごとく春秋の社日毎に普く行はゞ、天下泰平、国家安寧、五穀成熟、萬穀豊饒、家門繁昌、子孫長久、無病息災、金銀米銭、珍貨奇宝充滿せん事掌をかへすより易からん」と訴えている。(大江、五一―八頁)

梅原 達 また、福山藩では一七五七年に福山市新町に五穀神社を草創し稷をまつり、領内を六分し領民を参詣させた。これは為政者が豊作や国土安康を願ったからであろうと想像されている。(石田、五八頁)このような状況は各地にみられ、地神塔造立を含めた地神信仰の普及が民心の収攬や地域の発展に寄与すると考えた学者や為政者の出現が一八世紀末から一九世紀初頭に各地にみられたのではあるまいか。児玉地方において、これらの役割りを果たした人物を特定するまでにいたってはいないが、いずれは判明するのではないかと、期待したい。

なお、為政者や有力者の影響力には布告や奨励や説得など直接的なものほかに、その直接的な影響力の行使の結果、造立された地神塔について、近隣の地区の住民が模倣し造立するという間接的な影響力の効果というものも当然あり得たものと思われる。児玉地方における地神塔の造立は、少なくともその地域内の意志によって造立するようになったと思われる香川県東部(梅原2、六二頁)をも含めた、阿波、淡路、東讃岐圏の造立と同じ過程によつたものと見ること

ができよう。また、千葉県四街道市、同海上町などほかの地域についてもそのような想定が可能ではなからうか。

考 察

以上、児玉町にみられる五神号^ニ五角柱型の地神塔の分布状況を出発点にして、その祭儀の性格や近世末の社会状況について検討した。『醮儀』は五神号^ニ五角柱型の碑を作ることを示しているが、近世初期を下らないと推定される五角柱の地神塔が岡山県小田郡矢掛町横谷字慶知庵にある。各面には賢牢^{マツ}地神、五大地神、諸明神等の文字と一部摩滅したナツマクサンマンガボダナンヒナリビエイソワカという地天の梵字が刻まれ、もう一面には造立年月日が刻まれていたらしいとのことである。(三浦、一三五頁)

また、どれだけ実行されど記憶されているかはわからないが、『醮儀』は祭壇の造立にあたり、壇上に五方の土を取り集めておき、その上に塔身を据えるよう指示している。さらにその上は、東は青、南は赤、西は白、北は黒、中央は黄が仙法であり望ましいと述べている。(大江、五一九頁)これと同類の観念は筑前で誦せられる天台地神大陀羅尼王子経で「文珠菩薩は、青黄赤白黒に従って五行の神に所領を、別けさせ給ふ」として四季や土用に色を割り当てている。(五米、一二六頁)『醮儀』は匡弼が時代の動きを読みとり、在来わが国に浸透していた各種の要素を再統合したもので、多くの地方で説得力を發揮しえたのではないかと考えられる。このことについてはまた別の機会に考察を試みることにしたい。

また、静岡県の御前崎地方とともに埼玉県児玉郡では、家人の没後三三年経つと地の神になるといわれているとの記述があるが、(川口、五五五頁)児玉地方においても、塔の形状と分布だけを問題として、信仰内容について調査はしておらず、このことは付記するだけにとどめたい。

さらに、武蔵国一宮である大宮市高鼻町の永川神社の摂社門客人神社はアラハバキ神社あるいはハバキ様と呼ばれるが、同社によると国土を守護する神、地神であるという。『風土記』には各地に荒脛社など同系統の社名がみられる。このことについては続稿でふれたい。

また表は田島三郎氏の作成によるものの一部を改訂した。金屋第一の社日様は実見していない。高柳のものについて安永六年造立と根拠も不明であるが、問題が残される。

後記

治 最近、千葉県印旛郡酒々井町の押尾忠氏は、同町および同町周辺の佐倉市と四街道市において二〇基の五神号「五角柱型地神塔」の存在を確認された。この造塔について、旧領主堀田氏が影響力を及ぼした形蹟がみられる。（千葉県印旛郡、原三四三頁など）つまり、この地についても、本稿で考察した伝播類型が該当しているように思われる。このことをも含めて続稿において論及したいと考えている。

調査にあたっては各地でさまざまな御助力を賜った。とくに、児玉町においては、田島三郎氏および同町教育委員会、の絶大な御助力を賜った。同町については田島氏の御労作があるので参照されたい。埼玉・群馬両県内の調査にあたっては、大反則弘氏と矢部誠氏の御助力を賜った。深谷市では桑原千代子氏、楡山神社の柳瀬伸造宮司、および上野台八幡神社氏子総代関口章氏、また、群馬県小泉神社井上加納宮司にも種々御教示を賜った。また、四街道市教育委員会および押尾忠氏の絶大なる御教示・御助力を賜った。ここに深く感謝の意を表したい。

付 録

社 日 祭

是の処に招ぎ奉り齋奉る、掛けまくも畏き天照大御神・大己貴大神・少彦名大神・倉稻魂大神・埴安姫大神の大前に恐み恐みも白さく、豊葦原瑞穂国はしも、遠き神代の昔より皇神等の御心を合わせ御力を尽くし給いて、顕見蒼生の為に高田窪田を墾り拓きて、万の穀物を植え作る業を教へければ、高き尊き恩頼を嬉み辱み奉りて、国民が手肱に水泡掻き垂り向股泥掻き寄せて取り作らむ奥津御年を始めて、作りと作る物共には、悪しき風・荒き水に遇わせ給う事なく、秋の足穂の八束穂に実らしめ給い、今日の春（秋）の社日の甘し善き日に、此の（何何）の字の人達諸打ち連れ集いて、御饌御酒、種々の物供え奉りて、御祭仕奉らくを平けく安けく聞食し給いて、八十禍津日の禍事無く、家内平穩に、産業豊けく、夜の守り日の守りに守り恵み幸わえ給えと、恐み恐みも白す。

（保木野 鈴木神主によるとのこと、田島氏私信）

文 献

蘆田伊人（編）

1 一九三〇、『雲陽誌』、雄山閣。

2 一九五七、『新編武蔵国風土記稿』一〇一、（ただし、

一は一九五八年刊）雄山閣。

3 一九七七、『新編相模国風土記稿』一〇六。雄山閣。

池田秀夫、一九七五、「群馬の歳時習俗」、同、他、『関東の歳

時習俗』、明玄書房。

石田一成、一九八四、「備後の地神塔」、畠中 弘、他（編）、

『日本の石仏』三、国書刊行会。

伊東重信

1 一九八二、「像を伴う地神塔」、『日本の石仏』二二三。

2 一九八三、「横浜地域の地神塔」、『日本の石仏』二二七。

井上加納、一九七八、「宗教（神社）」、大泉町誌編集委員会（編）

『大泉町誌』上、大泉町（群馬県邑楽郡）。

梅原達治

1 一九八四、「北海道の地神塔の儀軌」、『札大教養紀要』二五。

2 一九八五、「北海道の地神塔の儀軌補遺」、『札大教養紀要』二六。

大江匡弼、一九六八、「神仙靈章春秋社日醮儀」、滝本誠一(編)、

『日本經濟大典』一七、明治文獻。

尾島利雄、山中清次、一九八一(五刷)、『栃木県の年中行事』、

第一法規。

金沢 治(執筆)、一九六七、「藩政と神社」徳島県(編)、『徳

島県史』四、徳島県。

川口謙二、一九八四、「関東地方の民俗信仰」、谷川健一(編)、

『日本の神々』一一、白水社。

梅原達治

倉林正次、一九七二、『日本の民俗 埼玉』、第一法規。

五来 重(編)、一九七二(一版一刷)、『民間藝能』、谷川健

一、他(編)、『日本庶民生活史料集成』一七、三一書房。

庄司吉之助、一九八一(一版一刷)、『会津風俗帳(年中行事)』、

谷川健一(編)、『日本庶民生活史料集成』二三、「年中行事

事」、三一書房。

酒井董美、一九七五、「島根県の歳時習俗」、鶴藤鹿忠、他、

『中国の歳事習俗』、明玄書房。

鳴田 孝、一九七八、「田の神祭りの考察」、『海上町史研』八、

同町史編纂室(千葉県海上郡)。

島田成矩、一九七九(二刷)、「島根県」、鶴藤鹿忠、他、『中

国の民間信仰』、明玄書房。

島村知章、一九七四(初版)、「岡山県土俗及奇習」、池田弥三

郎、他(編)、『日本民俗誌大素』三、角川書店。

須藤儀重、一九七四、「花園村地方に於ける因習土俗」、大里

郡花園村教委(埼玉県)。

大護八郎

1 一九七四、『私の石仏地図手帳』四、木耳社。

2 一九七八、『私の石仏地図手帳』八、木耳社。

3 一九八二(二刷)、『石神信仰』、木耳社。

武田久吉、一九四三、『農村の年中行事』、龍星閣。

田島三郎

1 一九七五、『郷土史入門』。

2 一九八四、『児玉の民話と伝説』上、児玉町民話研究会。

田中宣一、一九七五、「神奈川県の歳事習俗」、池田秀夫、他、

『関東の歳事習俗』、明玄書房。

千葉県印旛郡役所(編)、一九一四、『千葉県印旛郡誌』後。

塚越艶松(編)、一九六一、『藤沢村誌』藤沢公民館(現埼玉

県深谷市内)。

栃木県立郷土資料館(編)、発行年不明、『栃木県の稲作習俗』

一、興学。

花見朔巳(校訂)、『新編会津風土記』、雄山閣。

第二冊、一九三二、第三冊、一九三二、第四冊、一九三

三。
 服部重蔵、一九八一、「東総の作神祭」、『日本の石仏』一八。
 日向野徳久、一九七五、「栃木県の歳事習俗」、池田秀夫、他、
 『関東の歳事習俗』、明玄書房。
 平野榮次、一九七四(再版)、「民間信仰と塔」、庚申懇話会(石
 川博司、他)、『石仏調査ハンドブック』、雄山閣。
 平野伸生、一九七五、「茨城県の歳時習俗」、池田秀夫、他、
 『関東の歳時習俗』、明玄書房。
 平山敏治郎(編・校注)一九六九「諸国風俗問状答書」、竹内
 利美、他(編)、『日本庶民生活史料集成』九、三一書房。
 深谷市中央編さん会(編)、一九八〇、『深谷市史』、同市役所(埼
 玉県)。

宮田 登、佐藤良博、一九七五、「東京都の歳時習俗」、池田
 秀夫、他、『関東の歳事習俗』、明玄書房。
 三浦秀有、一九七七、岡山の民間信仰』、日本文教出版。
 横浜市文化財総合調査会、横溝家文化財総合調査団、一九八
 五、『横溝家文化財総合調査報告書——鶴見区獅子ヶ谷』、
 横浜市教委。
 和田正洲、一九七四、『日本の民俗 神奈川』、第一法規。
 和田文夫、一九七五、「福島県の歳時習俗」、三浦貞栄治、他、
 『東北の歳時習俗』、明玄書房。
 渡辺月石(編)、新見貫次(校注)、一九八一、『堅盤草』(全)、
 名著出版。

正誤表 「北海道の地神塔の儀軌補遺」(札大教養紀要、二六)

頁	行	誤	正
六二	一六	文化一三年(一八一六)	文化一三年(一八一六)塔
六六	六	大照大神	天照大神
七〇	表四	(脱落)	新居文子氏の御教示により一部訂正
七五	図二	(脱落)	濱岡きみ子原図
七八	上一九	大護八郎、一九五七	大護八郎、一九八二

The Markers Honring
the Earth Deities
in Kodama, Saitama Prefecture,
with Consideration of the Diffusion
Pattern of the Peasantry Creed

UMEHARA Tatuji

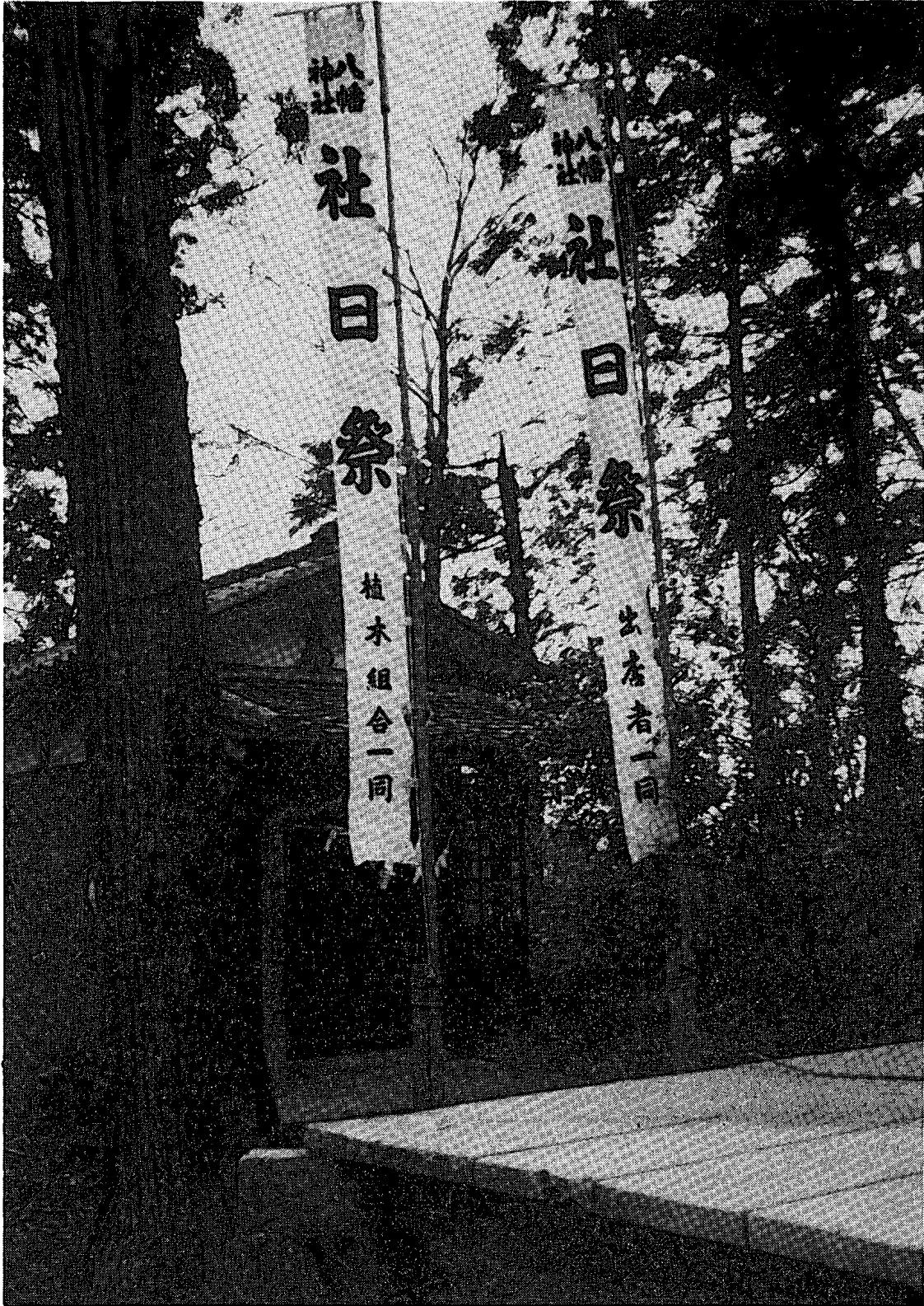
Abstract. The author observed fourteen stone markers called *Shanichisama* in Kodama and three in Misato which are located in the north-western Saitama Prefecture, Japan. These are in the shape of pentagonal pillars with the appellations separately inscribed on their five lateral facets. This type of markers is found in the Kanto Plain, etc. In spite of their sporadic distribution, their similarity has been recognized. The markers may have been erected in the same pattern. Their instruction is described in the textbook entitled *Shanichishōgi* written about 1781. People set up the markers according to this doctrine. It is possible that the doctrine was shared and handed down by scholars.

The author also discusses their distribution. They appear sporadic not merely individually but in group patterns as observed in Kodama. It must be noted that, in Awa Province, the Shinto priest recommended that his Feudal Lord promulgate a decree to enshrine an Earth Deities in each village. The distribution of the markers has two elements : the pattern of the scholars' collaboration, and the influence exerted by individuals in certain area. The Lord held a supreme power over Awa Province in the feual days and the range of the markers' distribution is great with high density. The author is not able to identify the personages who have accepted this doctrine and exerted influence in Kodama. However, he proposes to examine the diffusion pattern of this type in the peasant's sectors in feudal and modern ages.

図版 I



社日様 埼玉県児玉郡児玉町風洞



上野台八幡神社社日祭風景
埼玉県深谷市上野台森下
(同社の御好意による)